

# 農業の担い手育成、農地有効活用 及び水田農業の推進について

令和7年9月  
農林水産部農業経営課

# 目次

## I 農業の担い手確保・育成 ······ 4

- 1 農業の担い手の状況
- 2 法人化、法人経営の強化等
- 3 集落営農の組織化、経営強化
- 4 新規就農者の確保・定着支援
- 5 企業の農業参入の促進・参入企業の育成
- 6 農福連携の推進

## II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立 ······ 15

- 1 現状・課題
- 2 主な取組

## III 都市農地を活かした経営 ······ 18

- 1 現状・課題
- 2 主な取組

## IV 水田を活用した経営の安定 ······ 19

- 1 現状・課題
- 2 主な取組

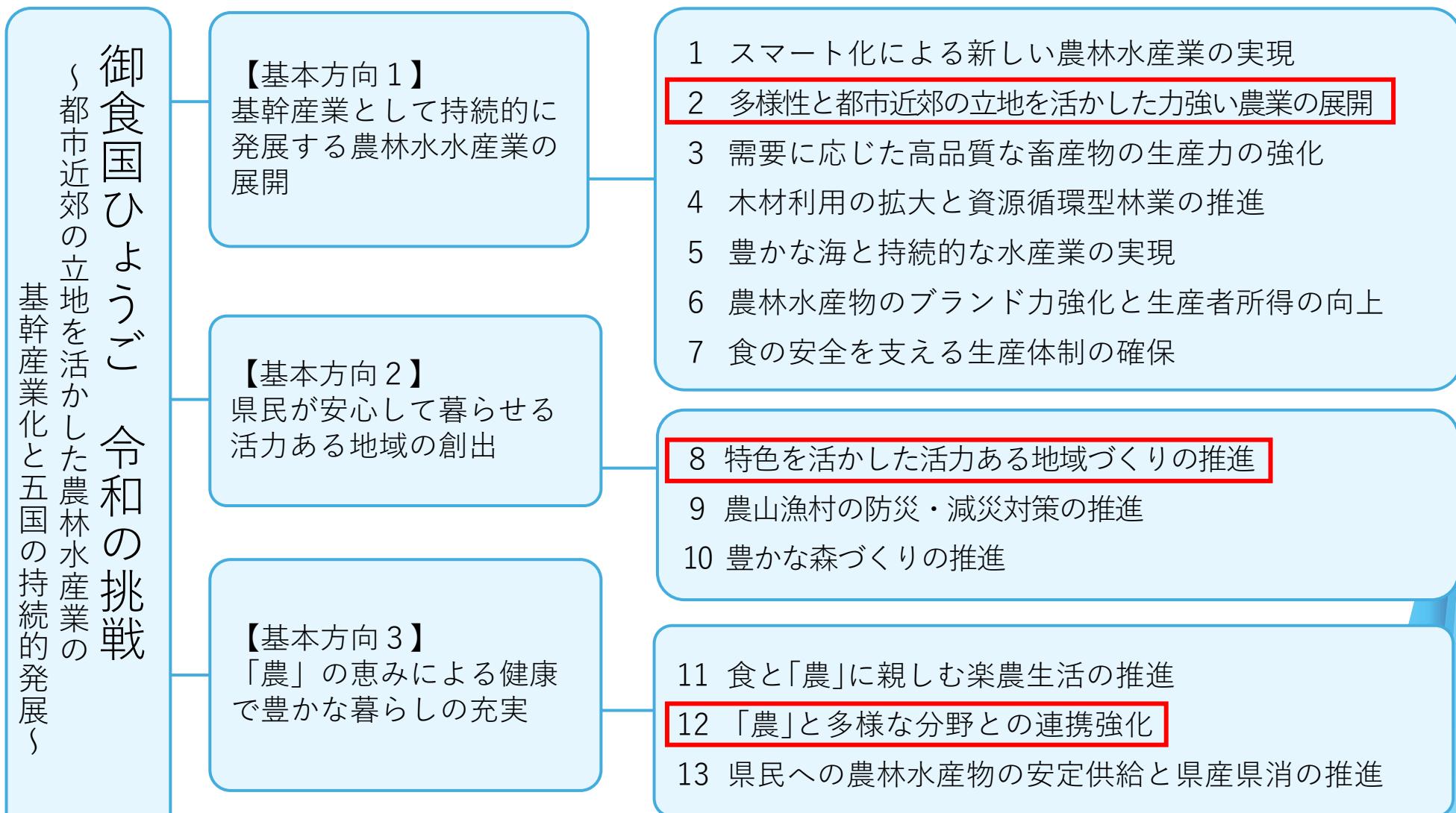


# ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

【基本方向】

【推進項目】



：資料に掲載している施策項目

# 農業の担い手確保・育成

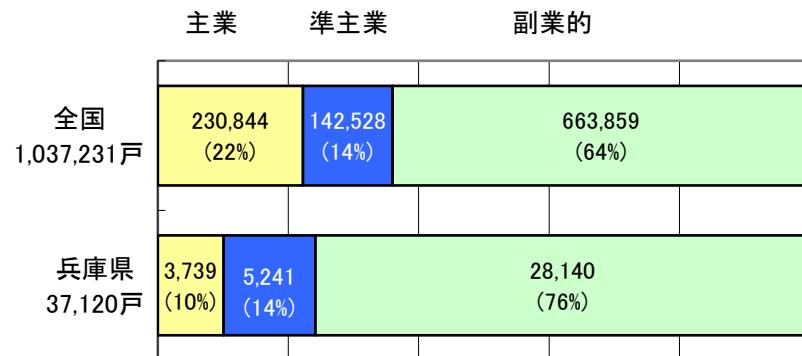
## 1 農業の担い手の状況

- 本県農業は、販売農家のうち約8割を副業的農家が占め、基幹的農業従事者※1の平均年齢は70.6歳と高齢化が進行
- 一農業経営体当たりの経営耕地面積は1.2haと全国平均3.1haの半分以下で、小規模高齢農家による経営が大半を占めており、地域農業の持続性の確保が課題
- 地域の経済と雇用を支える本県農業の基幹産業化を実現するためには、地域農業の中心的な担い手となる法人経営体、認定農業者※2や集落営農組織等の経営強化を図り、効率的かつ安定的な農業経営体として育成するとともに、次世代を担う新規就農者や農業に参入する企業などを確保・育成することが必要

※1 基幹的農業従事者：自営農業従事を主な仕事としている農業者

※2 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が示す労働時間や所得など農業経営の目標に向けて、経営の改善を進める計画を作成し、市町等から認定を受けた農業者

【農業経営体（個人）の構成比（2020年）】

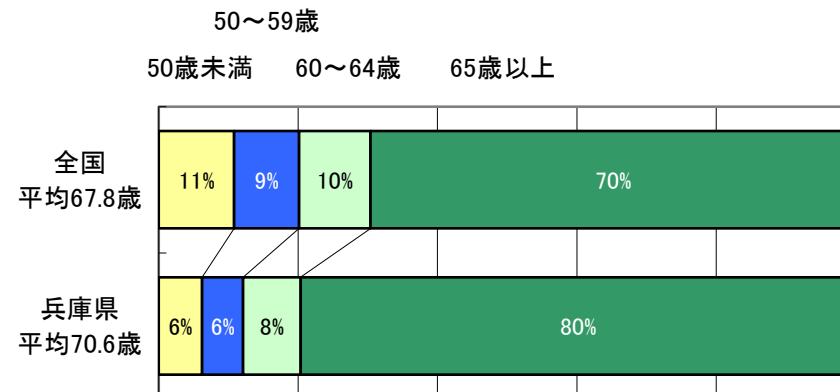


主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

準主業農家：農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

副業的農家：1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）

【基幹的農業従事者の年齢構成比（2020年）】



出典：2020年農林業センサス

# Ⅰ 農業の担い手確保・育成

## 2 法人化、法人経営の強化等

### (1) 現状・課題

- ・認定農業者や農業法人等の地域の中心的な担い手については、経営管理能力の向上、対外信用力の向上、経営継承の円滑化、将来の地域農業を担う若年者の雇用就農の場の確保などの観点から、法人化やその経営の強化等を推進
- ・**法人経営体数については**、集落営農や個人経営体の法人化の進展、企業の農業参入等により**増加傾向**
- ・**認定農業者数については**、高齢化により再認定を希望しない農業者等が増加傾向にある一方、農地集約化による所得向上や法人経営体の新規認定、認定新規就農者※からの移行により**全体としてはほぼ横ばい傾向**
- ・高齢な認定農業者の円滑な経営継承の推進等により、次代の地域農業の担い手を確保・育成することが必要

※ 認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が示す労働時間や所得など青年等が目指すべき農業経営の目標に向けて、新たに農業経営を始めるための計画を作成し、市町長から認定を受けた農業者

【法人経営体数の推移】（各年度末現在）(単位：経営体)

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R12目標値
法人経営体数	610	652	702	734	770	753	1,170

（農業経営課調べ）

【認定農業者数の推移】（各年度末現在）(単位：経営体)

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認定農業者数	2,459	2,469	2,455	2,479	2,451	2,521

（農業経営課調べ）

# I 農業の担い手確保・育成

## (2) 主な取組

### ア 経営相談・専門家派遣

- ・経営管理能力の向上、経営安定化・発展、法人化、経営継承等を支援するため、公益社団法人ひょうご農林機構（以下「農林機構」という。）等において、**認定農業者や集落営農組織等に対し、中小企業診断士等の専門家派遣**を実施  
(農業経営・就農サポート事業。令和6年度専門家派遣実績：77件)
- ・さらに**令和7年度より、農林機構に経営継承専門員を設置**し、指導体制を強化



経営力強化に向けた知識・スキルの獲得を目指す「ひょうご農業MBA塾」

### イ ひょうご農業MBA塾

- ・企業的経営感覚に富み、地域を牽引する農業経営体を養成するため、主に認定農業者や青年農業士を対象として、「**ひょうご農業MBA (Master of Business Agriculture) 塾**」を開設（平成22年度～令和6年度：修了生156名）
- ・**受講生は、マーケティングや労務管理等の知識を習得しながら、年間を通じ、中小企業診断士等の指導の下、自身の経営レベルアップ計画を策定**  
(令和7年度受講者数：10名)



経営発展に必要な農業用機械（乗用管理機）の導入（上郡町）

### ウ 経営の高度化・多角化に向けた支援

- ・経営の発展段階に応じて、法人化や雇用拡大、経営継承、広域化等に取り組む農業経営体に対し、**スマート農機等の農業用機械の導入、経営管理能力や販売戦略に長けた専門人材等の雇用**を支援（農業法人活性化支援事業）
- ・地域の中心的な担い手に対し、生産性向上に必要な機械・施設の整備を支援  
(経営構造対策事業)



労働環境向上のため整備された水洗トイレ（市川町）

### エ 雇用の促進

- ・農業法人が就職先・技術習得先として雇用就農希望者等に選ばれるよう、**就業規則の作成支援**のほか、従業員の経営管理能力向上に関する啓発セミナーの開催、**男女別水洗トイレ・休憩室の設置**等を支援  
(労働環境整備事業。令和6年度事業利用者の新規雇用者数：23名)
- ・農業者のニーズに応じた労働力確保の実現に向け、JAグループ兵庫による大手求人サイトと連携した**農業求人サイトの開設を支援**（令和6年度雇用実績：99名）

# Ⅰ 農業の担い手確保・育成

## 3 集落営農の組織化、経営力強化

### (1) 現状・課題

- ・小規模で副業的な農家の多い本県において、**集落営農組織※は地域農業の重要な担い手であることから、経営の持続性と収益性の確保に向け、組織化・法人化を推進**
- ・**着実に組織化・法人化が進む一方で、機械の共同利用や農地の利用調整のみを行っていた組織の活動休止・解散もあり、組織化したものも、1組織あたりの平均経営面積は12haと全国33haの半分以下**であり、「一定の農業所得のある主たる従事者」がいないものが全体の3割以上
- ・人口減少により地域力が低下する中、集落営農組織の維持・発展を図るには、**地域の課題解決と合わせた話し合いの促進、集落リーダーやオペレーターの後継者育成、広域化等の推進**が必要

※ 集落営農組織：单一又は複数の集落単位で農業生産過程の全部又は一部を共同で取り組む組織

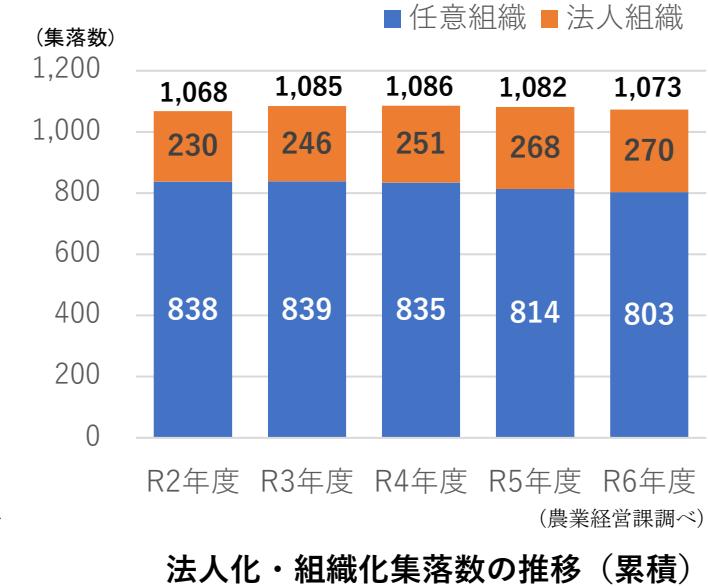
### (2) 主な取組

#### ア 集落営農育成員による組織化・法人化の支援

- ・県民局配置の集落営農育成員が、市町・JA等関係機関と連携して地域に働きかけ、地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用を明確化する「**地域計画**」の策定・更新等に向けた話し合いの場等を活用し、**集落営農の組織化・法人化等を促進**

#### イ 集落営農を対象とした研修会や相談会等の開催

- ・集落営農の組織化、法人化、広域化に加え、**組織のリーダー等の後継者を育成**するため、各組織の経営発展段階に合わせた研修会や相談会等を開催



R6.11 集落営農組織の事業継承に向けた研修会（小野市）

# I 農業の担い手確保・育成

## ウ 兵庫県集落営農組織ネットワーク協議会の活動支援

- 他地域との相互研鑽や情報交換等を通じ、集落営農組織の経営レベル向上を図るため、**19の地域段階の集落営農組織連絡協議会が参加する兵庫県集落営農組織ネットワーク協議会の活動を支援**

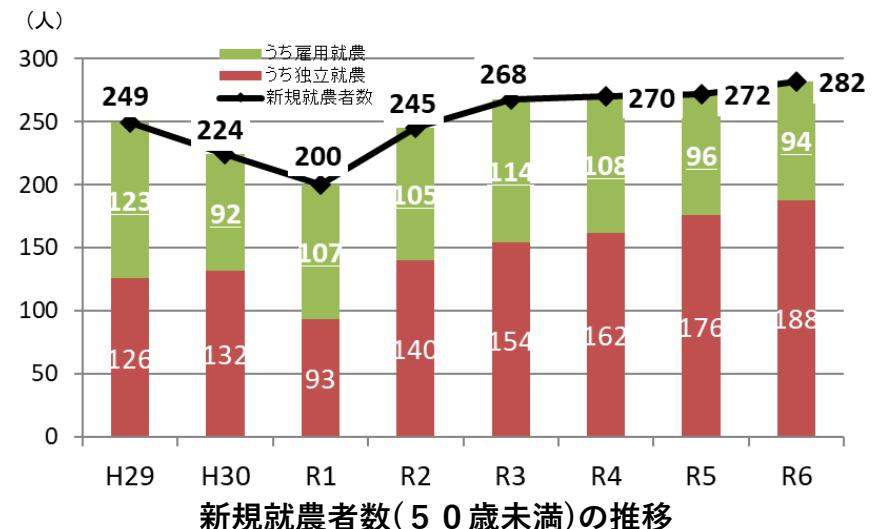
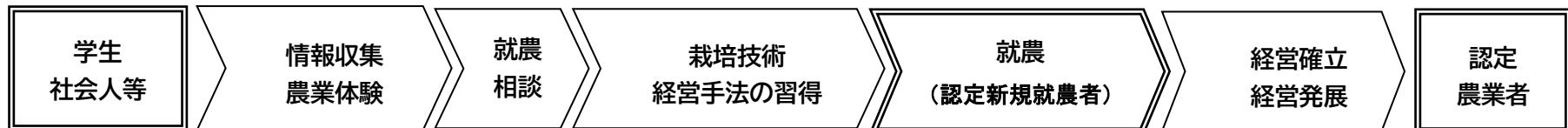


## 4 新規就農者の確保・定着支援

### (1) 現状・課題

- 新規就農者数（50歳未満）は、**コロナ禍を契機に移住・就農への関心の高まった令和2年度以降、着実に増加**
- 地域農業の新たな担い手の確保・定着を図るため、**県内外に向けた本県農業の魅力発信をはじめ、研修・雇用の場の提供、就農希望者へのきめ細やかな相談対応、経営安定に向けた伴走支援など、定着までの一貫した支援が必要**

### 《新規就農者の育成プロセス》

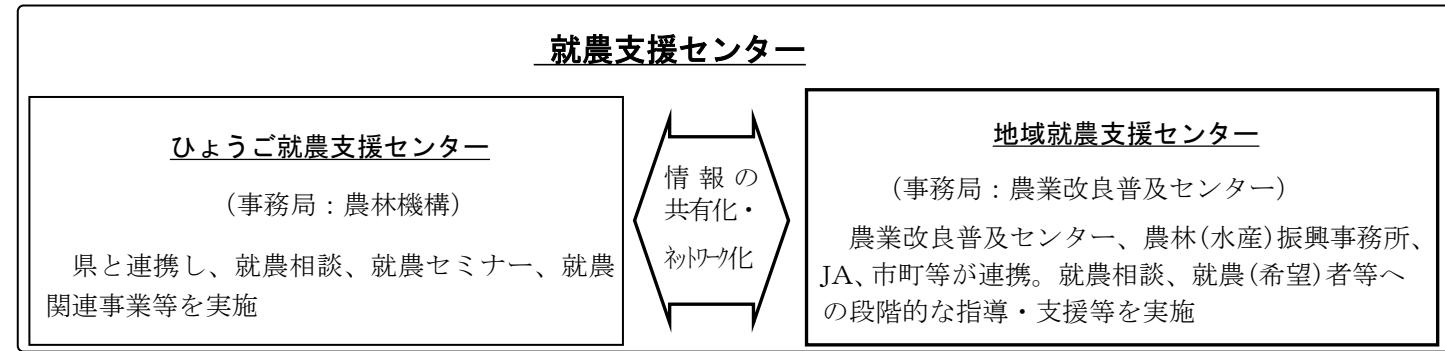


R7.4 集落営農組織リーダーによる組織活性化に向けた意見交換(神戸市中央区)

# 農業の担い手確保・育成

## (2) 主な取組

### ア 就農支援センターによる情報発信



デザインにも工夫をこらしたひょうご就農支援センターのホームページ

- 就農希望者等の相談・支援のワンストップ窓口として、農林機構及び各農業改良普及センターに「就農支援センター」を設置し（平成21年度～）、就農希望段階から就農後の経営確立までを一貫支援

（就農支援センター相談件数：1,352件（R元）→1,904件（R6））

- 就農希望者向けセミナー・相談会での各種情報提供のほか、相談者の希望や状況に応じ、研修機関等の紹介、営農計画の作成支援、各種補助・融資制度利用の助言などを実施

### イ 情報収集・農業体験への支援

#### （ア）地域主導型就農・定着応援プロジェクト

- 円滑な就農・定着をサポートする地域ぐるみの取組を促進するため、**「営農と暮らし両面の支援情報を集約・発信する「地域就農・定着応援プラン」の取組を地域・産地に提案**

- 現在、**19市町で37プランが作成**され、就農希望者と地域のマッチングや、各地の多彩な農業の情報発信ツールとして効果を發揮  
(各プランは県及びひょうご就農支援センターのwebサイトで公開中)

### 《地域就農・定着応援プラン作成・活用事例》

淡路島南部、全国有数の野菜産地である南あわじ市に位置する倭文長田地区では、集落の農業法人を核に、雇用型で3年間の基礎研修と2年間の実践を経て、6年目で独立を目指すプランを令和3年3月に作成し、現在3名が活躍中



地域ぐるみで就農支援を行う協議会メンバー  
(南あわじ市)

# I 農業の担い手確保・育成

## (イ) 農業体験機会の提供

農業に関心のある者に対し、農業法人や農業経営士等の受け入れ側への経費支援等を通じ、**インターンシップ（15日間以内）**の機会を提供

## ウ 栽培技術・経営手法習得の支援

### (ア) 農業研修機会の提供

本格的な独立就農を目指す者に対し、**長期（1年間）の実践的研修**を実施

県立農業大学校 : 新規就農者等育成研修（実践研修）  
兵庫楽農生活センター : 就農コース

### (イ) 就農準備資金の交付

就農開始に向けて、**研修による技術習得を後押しするため、県や市の研修施設や先進農家等で研修を受ける就農希望者に対し、資金を交付（最長2年間：最大150万円/年）**

## エ 就農、経営の確立・発展への支援

### (ア) 独立就農に向けた支援

#### a 認定新規就農者への誘導

融資制度等を活用して早期の経営安定が図られるよう、就農支援センター等において新規就農者の青年等就農計画の策定を支援

#### b 就農後の経営発展支援（初期投資軽減）

就農後1～2年目までの独立認定新規就農者に対し、**経営発展に必要な機械・施設、家畜の導入等を支援**  
(令和6年度活用実績：23経営体)

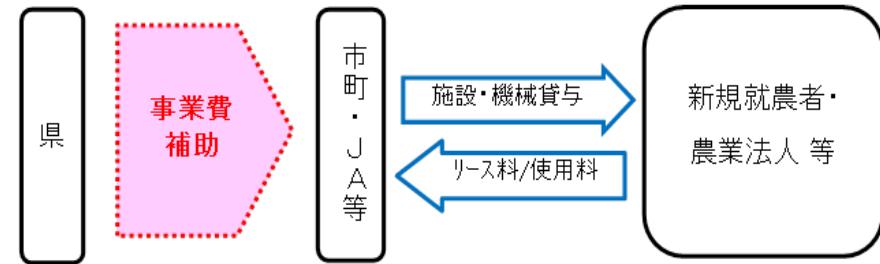


ハウス内の還元土壌消毒（藁の供給作業）の  
研修「兵庫楽農生活センター：就農コース」

# I 農業の担い手確保・育成

## c 農業施設等の貸与支援（初期投資軽減）

J A等が園芸施設等を整備し、新規就農者・定年帰農者、規模拡大農業者等に貸与し、初期投資軽減を図る取組を支援（令和6年度活用実績：17経営体）



### 《農業施設貸与事業による施設導入事例》

北海道からUターンし、豊岡農業スクールで1年間の研修を経て、30歳で就農し、地元・豊岡市但東町でピーマンや白ネギを栽培

令和6年度に農業施設貸与事業を活用してパイプハウスを設置し、ピーマンのハウス栽培を開始

ハウス栽培は露地栽培に比べて、収穫期間が約2ヶ月長く、カメムシ被害も少ないため、製品率の向上が期待できる栽培方法として、他の生産者への普及も目指す

【導入施設】パイプハウス（3棟）



導入されたピーマンハウス（豊岡市）

## d 経営開始資金の交付

就農直後の経営を支援するため、独立認定新規就農者に対し資金を交付  
(最長3年間：150万円/年)

## e 親方農家とのマッチング

新規就農者の円滑な定着を図るため、**非農家出身等の新規就農者に対し、地域就農・定着応援プラン等に基づき後見的な活動を行う親方農家をマッチングの上、栽培技術・経営指導や地域への溶込みを支援**  
(地域の担い手定着応援事業)

### (イ) 雇用就農を推進する農業法人等へ支援

・農業人材の拡大を図るため、就農希望者を雇用し、農業就業または研修後の独立就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させる実践的な研修を実施する農業法人等の取組を支援  
(雇用就農資金 令和6年度活用実績：39経営体で41人)

# I 農業の担い手確保・育成

## 5 企業の農業参入の促進・参入企業の育成

### (1) 現状・課題

- 平成21年の農地法改正により、リース方式での農業参入が自由化されて以降、**企業による農業参入は年々増加しており、本県の参入企業数は全国2位** (R6.1)
- 業種別では食品関連が最も多く、次いで福祉事業所、建設業が多い
- 一方で、生産技術の確立の困難さ、本業不振等により一部で撤退事例もあり
- 事業の多角化等に伴う参入のほか、原材料確保や地域貢献などの**企業の参入ニーズは多様化**
- 地域農業を支える担い手等として、**ニーズに応じた円滑な参入・参画と早期定着への支援**が必要

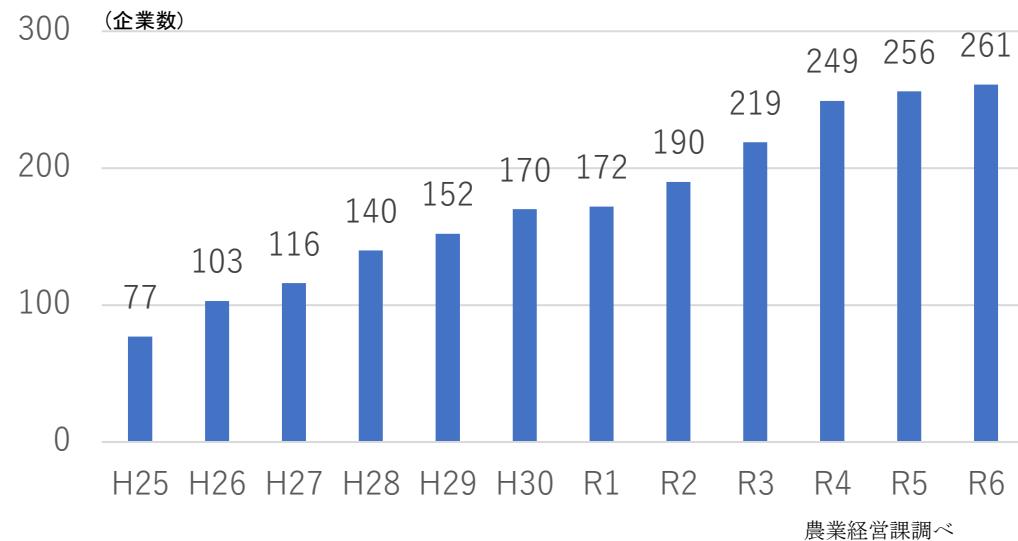
### (2) 主な取組

ア 農業参入フェア等での情報提供等  
(希望品目等の聴取、候補地情報の提供)

イ 企業参入セミナーにおける市町による参入相談会の開催

ウ 就農支援センターにおける**企業相談専門員による相談対応 (令和5年度~)**  
(相談件数：77件 (R5) → 129件 (R6))

エ 新品種導入や加工品開発等の取組支援



農業参入フェアにおいて参加企業へ  
情報提供を行う企業専門相談員  
(大阪国際会議場)



農業参入を検討する企業を対象に農地  
制度等の研修を行うセミナーの開催  
(神戸市)

# Ⅰ 農業の担い手確保・育成

## 6 農福連携の推進

### (1) 現状・課題

- 農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組
- 農業部門においては、働き手の確保のみならず、労働環境を改善する契機になるなど、農業の生産性向上にも効果あり
- 福祉部門との一層の連携強化により、農福連携の実践的な取組のさらなる拡大が必要

### (2) 主な取組

ア 農業者等への普及・啓発のため、先進的事例等を紹介するパンフレットを作成・配布、障害について理解を深める研修会を実施

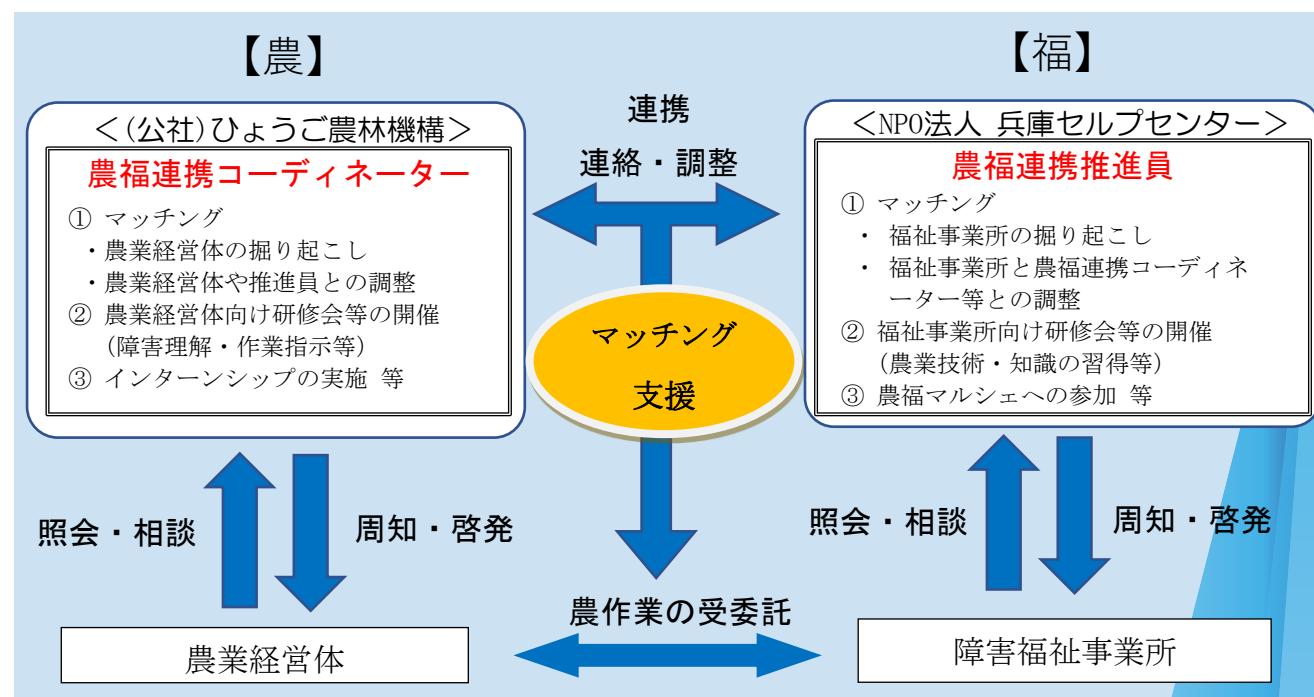
イ 農業者の受入体制づくり、円滑なマッチングのため、農林機構に農業者向け相談窓口を設置し（令和3年度～）、農福連携コーディネーターが福祉サイドの農福連携推進員と連携して農作業の委託先となる福祉事業所の紹介や、インターンシップ等の実施を支援

ウ 県内の農福連携モデルを育成するため、農業者の知識習得等や農機具類導入等を支援

【農福連携取組数の推移】（各年度末累計）（単位：件）

区分	R2	R3	R4	R5
農福連携取組数	151	256	300	340

（福祉部ユニバーサル推進課調べ）



# Ⅰ 農業の担い手確保・育成

エ 農福連携に取り組む農業者や福祉事務所の職員等が農業と福祉の両方に関する知識を持ち、現場での実践手法を助言できる人材（農福連携技術支援者）を育成する研修を実施

- ・基礎的・実務的知識を習得するためのe-ラーニング形式による講義と実施研修（ひかり姫（黒大豆枝豆）を題材とした作業分解、福祉事業所の実務見学）（計4日間）の2部構成で実施
- ・実地研修では収穫作業や脱莢、選別作業などの難易度を評価するための、グループワークを通じた農作業の細分化手法の習得
- ・令和6年度は19名を認定。（農業者6名、福祉事業所職員5名、行政等8名）
- ・引き続き研修を実施し、身近に相談できる人材を増やすことで、農福連携の取組拡大を推進



農福連携技術支援者育成研修における障害者への支援方法に関するグループワーク（神戸市）

## 《「朝倉さんしょ」「たじまピーマン」の農福連携事例》

- ・JAたじまが生産振興に力を入れている「朝倉さんしょ」「たじまピーマン」では、短期間に収穫期間が集中するため、農家にとっては労働力の確保が課題
- ・こうした課題を解決するため、福祉事業所に協力を依頼し、山椒・ピーマン収穫の農福連携の実証を実施 作業精度と作業量ともに十分な成果となったことから、農作業受委託契約を締結し、農福連携を開始
- ・JAたじまでは生産者の労働力支援につながる手段のひとつとして、農福連携を推進



朝倉さんしょ収穫作業の様子



ピーマンの収穫作業の様子

## II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立

### 1 現状・課題

#### (1) 担い手への農地の集積

- 本県の**担い手への農地の集積状況は、令和6年度末時点**で**耕地面積の28.0%**と、令和6年度より1.4ポイント増加

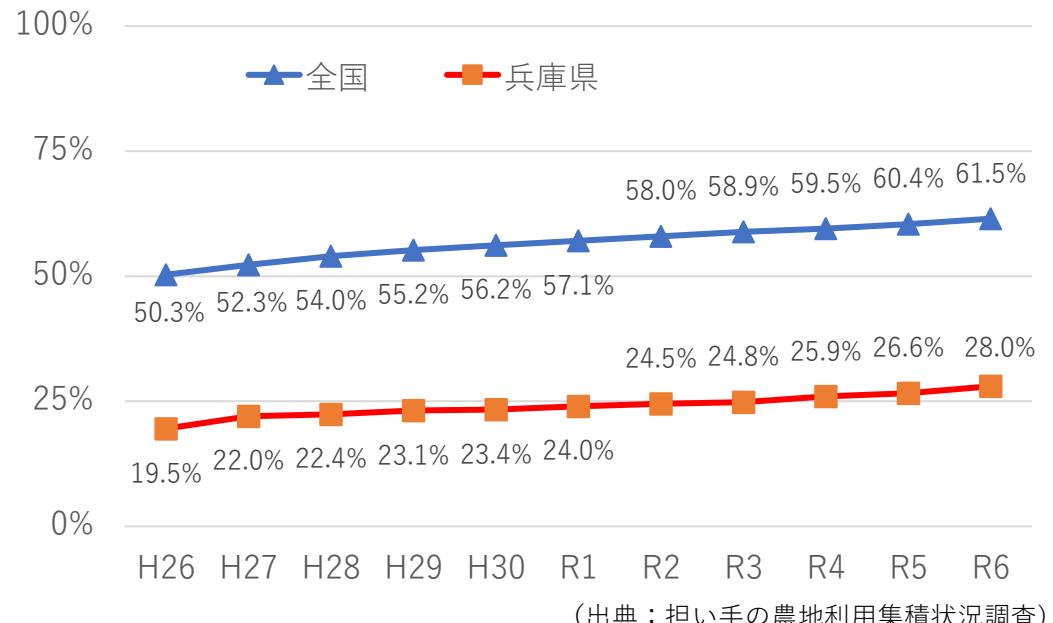
- 担い手と農地所有者の間の条件面（立地条件や場の規模等）のミスマッチ、土地利用型農業の担い手の世代交代の遅れや、規模拡大に伴う畦畔の草刈りや農道・水路等の管理作業の負担増への危惧などにより、全国平均に比べて集積率は低調

#### (2) 地域計画※の策定

- 令和7年3月末時点で、**全国最多の1,753計画**(37市町、2,366集落)が策定され、さらに**令和7年度中に450集落で策定予定**
- 本県の地域計画は、**小さい単位での計画が多く、農用地等面積が20ha未満の地域計画が半数以上で、9割以上が1集落単位**で策定され、また、目標地図に**耕作者が位置付けられていない農地が地域計画全体の約1/4**
- 地域計画の実現**に向け、農地中間管理事業（農地バンク）の活用による**担い手への農地集積・集約化**を進めることが重要
- 併せて、担い手の確保・育成に向けた施策と、農地の集積・集約化や維持・保全に向けた**施策を一体的に推進していくことが重要**

#### ※ 地域計画

改正農業経営基盤強化促進法（R5.4.1施行）第19条に基づき、農業者等の協議結果を踏まえ、「**地域農業の将来のあり方**」や、農用地の効率的かつ総合的利用に関する目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）**などを明確化した計画を、市町が策定



(出典：担い手の農地利用集積状況調査)

耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア

## II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立

### 2 主な取組

#### (1) 地域計画の実現に向けた取組の推進

ア 担い手の確保・育成と農地の有効利用につながる関連施策※を一体的に推進するため、県関係機関の連携体制を整備の上、地域計画の策定及び実現に向けた市町への伴走支援を強化

※関連施策：地域計画の推進、農地中間管理事業、集落営農組織化・法人化、スマート獣害対策モデル育成事業、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、農業生産基盤整備事業、持続可能な多自然地域づくりプロジェクト等

イ 計画策定に係る**地域の話し合い等をサポートするため、専門人材を登録し、市町等の要請に応じて専門家を紹介する「ひょうご地域計画推進アドバイザー制度**（農×ミライよりそい隊）」を創設

<実績>

- ・登録者数：46名（地域づくりアドバイザー、県OB、行政書士等）
- ・市町からの計画策定に係る業務委託や、地域の話し合いの場におけるファシリテーターとしての派遣要請を受けて活躍中



協議の場での地域での話し合いの様子（神戸市）

ウ 地域計画の策定を担う市町の取組を支援するため、各市町でハードルになっている**共通の課題や解決に向けたアイデア、優良事例等の共有を図る市町担当職員向け研修会「地域計画交流カフェ」**を開催

<実績>

- ・令和5～6年度 全5回開催
- ・研修テーマ：①協議の場の設置 ②目標地図作成の手法 ③地域計画策定後の関係法令との関係 ④県内の取組事例 ⑤実行性のある地域計画

エ 地域計画の策定で明らかとなった担い手が不足する地域に対しては、**外部から農業人材を地域に呼び込み、地域への溶け込みや定着を促す取組を支援し、担い手確保の取組事例を横展開**

## II 農地利用の最適化と地域協働体制の確立

### (2) 農地中間管理事業の推進

ア 農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、**県は（公社）ひょうご農林機構を農地中間管理機構**（以下「農地バンク」という。）に指定し、市町・農業委員会等と連携しながら、**地域計画の実現に向け、農地所有者からの農地の借受けと担い手への農地の貸付けを実施**

イ 令和7年度より、農地貸借の手法が実質、農地中間管理事業に一本化されたことから、**県関係機関・農地バンク・農業団体等との連携のもと、地域計画策定協議の場への参画等**により地域計画実現に向けた**担い手への農地の集積・集約化を推進**



#### 【農地中間管理事業の推進に向けた各種取組】

- ① 農業委員・農地利用最適化推進委員等との一層の連携強化
- ② いきいき農地バンク方式の推進（令和6年度末時点の取組地域：154地区197集落）  
地域合意のもと、農地バンクが活用すべき農地を丸ごと借受け、担い手の状況 や農地のゾーニング意向に基づき自給的農家まで農地を貸付けた上で、地域全体で農地の有効活用と水路・農道等の保全を図る取組
- ③ 農地中間管理機構関連農地整備事業の活用  
農地バンク借入農地を対象に、農業者から工事に係る費用負担を求めずに農地整備を実施
- ④ 機構活用率に応じて農地の出し手に交付される地域集積協力金の活用等

#### 【農地中間管理事業による新規転貸等面積の推移】

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	累計
面積(ha)	408	2,235	316	449	482	568	782	853	816	574	902	8,385
借受者数(人)	45	331	172	180	250	305	621	890	875	791	822	4,149
転貸件数(件)	51	529	266	331	457	497	905	1,067	1,126	1,035	1,243	7,507

### III 都市農地を活かした経営

#### 1 現状・課題

- ・都市農地には、**新鮮な農産物供給**だけでなく、**防災機能、福祉的活用や学習機会の充実、良好な景観形成の促進**等、多様な機能が存在
- ・都市農業は、周辺環境への配慮がとりわけ求められることから、市町が主体となって振興を図り、地域住民による農業や**都市農地の多様な機能への理解を促進**することが重要

#### 2 主な取組

##### (1) 市町計画策定や制度活用の働きかけ

ア 平成27年に施行された都市農業振興基本法に基づき、県では、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、農業者と地域住民が共存し、都市農業が将来にわたって安定的に継続されることを目的として、「兵庫県都市農業振興基本計画（H28～R7）」を策定（H28.11）

イ 社会情勢の変化を踏まえつつ、地域住民の理解を醸成し、地域と共生する都市農業を推進するため、**兵庫県都市農業振興基本計画の見直し**を実施（R7）

ウ 県内の都市農地を有する市町に対し、生産緑地制度の活用を推進するほか、関係機関と連携し、**特定生産緑地制度や都市農地貸借法、防災協力農地制度についての情報提供等**を行い、活用に向けた働きかけを実施

##### (2) 普及啓発

市町等を対象とした研修会で都市農地貸借法を活用した**県内外の優良事例の紹介**や**ひょうご都市農業支援センター（伊丹市）**を拠点とした都市農業に関する**情報の発信**、都市住民を対象とした学習講座の開催により、**都市農業への理解を醸成**



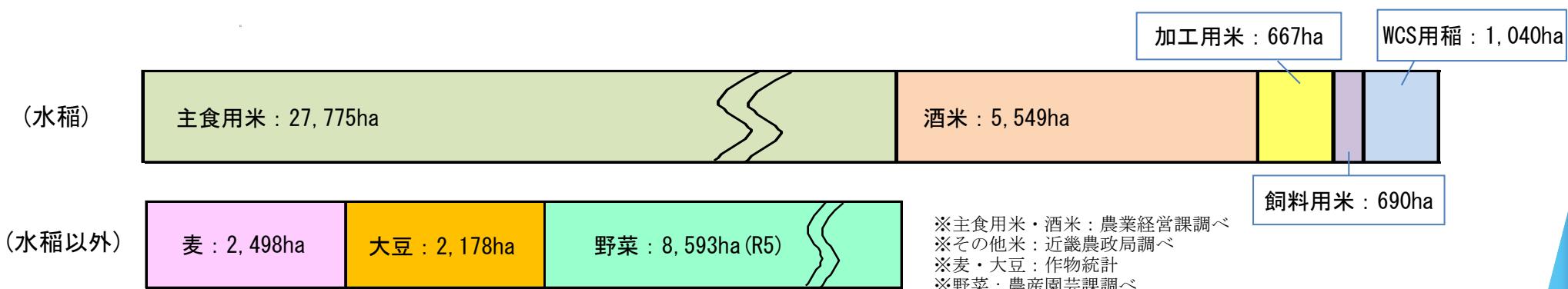
農作物生産のみならず地域住民の交流の場としての機能も併せ持つ都市部の農地  
(尼崎市)

## IV 水田を活用した経営の安定

### 1 現状・課題

- ・**耕地面積の9割以上を水田が占め、そのうち5割強の面積で主食用米・酒造好適米を作付け**
- ・主食用米以外には、県内製粉事業者や酒造業者等と連携した**麦・大豆、加工用米、畜産農家と連携したWCS※用稻、飼料用米等**のほか、都市近郊の立地を活かした**施設園芸野菜、露地野菜等**を作付け
- ・人口の減少及び国民一人当たりの消費量も減少するなか、主食用米については、**産地や生産者が自らの経営・販売戦略に基づき、消費者や実需者の需要に応じた生産・販売**をすることが重要
- ・このため、国施策等を最大限活用しながら、**地域による水田のフル活用と収益力の強化の取組**を進め、生産者の経営安定と水田農業の活性化を推進していくことが必要

※ WCS：ホールクロップサイレージ。子実を目的に作られた作物を茎葉と子実と一緒に収穫してサイロなどで発酵させた飼料



### 2 主な取組

#### (1) 需要に応じた生産の推進

- ア 需要動向等の調査・分析、情報提供
  - ・生産者の自主的な作付け判断を支援するため、県と農業関係団体等で構成する**兵庫県農業活性化協議会が県産米の需要動向等を調査・分析のうえ、生産者等へ情報提供**
  - ・また、産地・生産者が長期的な視点から水田の活用を検討する際の参考となるよう、**生産者や地域協議会、県産農産物を取り扱う実需者との情報交換会**を開催

## IV 水田を活用した経営の安定

### イ 生産目安の算定・提供

- ・全国的な米の需給見通しや県産米の需要動向等を踏まえ、**生産者の主食用米の作付の参考材料として、「生産目安」を算定・提供**
- ・令和7年産の酒米を除いた主食用米の生産目安については、国が示した現状維持の方向性や県内生産状況、本県産米の在庫状況、各地域や県内集荷業者の意向を踏まえ、**令和6年産実績を上回る150,000トン（令和2～6年産と同じ）と算定**

#### 【生産目安】

区分	令和7年産 R6.12 各地域協へ提供	<参考> 令和6年産	
		目安	実績
主食用米※ (面積換算値)	150,000トン (29,940ha)	150,000トン (29,940ha)	139,964トン (27,775ha)

※ 酒造好適米は、契約栽培主体のため生産目安の対象数量からは除かれている（農業経営課調べ）

### ウ 契約栽培等出荷相談先リストの作成・提供

実需者等との事前契約等に基づく安定的な生産を推進するため、**業務用米や加工用米等を取り扱う業者から聞き取った契約栽培の意向をとりまとめた契約栽培等出荷相談先リストを作成し、情報提供を実施**

## (2) 主食用米以外の作物の生産推進

### ア 飼料用米、WCS用稻

県内畜産農家の需要があり、水稻栽培も維持できることから、飼料用米の作付支援(県産地交付金)や、出荷相談先リストの提供等を通じ、生産を維持・拡大

### イ 麦、大豆

県内食品事業者等の需要があり、田畠輪換で取り組めることから、排水対策や、難除雑草対策、水・肥培管理等の基本技術の励行により、作付面積を拡大

### ウ 収益性の高い特色ある野菜等園芸作物

施設野菜栽培における環境制御技術や、露地野菜栽培における機械化一貫体系の普及等により産地化を推進

## IV 水田を活用した経営の安定

### (3) 経営所得安定対策等国の施策の活用

#### ア 水田活用の直接支払交付金の活用

##### (ア) 戦略作物（麦・大豆等）等への支援

主食用米以外の戦略作物等の生産拡大を、**全国統一単価の交付金（戦略作物助成等）により支援**

（令和6年度交付実績速報値：27億6千万円）

##### (イ) 産地交付金

県及び地域で策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、**各地域が主体的に使途・単価を設定する「産地交付金」戦略的に活用**し、地域の特色ある産地づくりを支援

（令和6年度交付実績速報値：39地域協議会管内の農業者に14億5千万円交付）

##### (ウ) 国庫事業を活用した生産面積拡大支援

**需要のある麦や大豆、飼料用米、輸出米、米粉用米、野菜等の面積拡大**に向け、国庫事業を積極的に活用

- ・ コメ新市場開拓等促進事業（令和6年度活用実績：8協議会 1千7百万円）
- ・ 畑作作物産地形成促進事業（令和6年度活用実績：3協議会 6千8百万円）
- ・ 県産農産物拡大応援事業（都道府県連携型助成）（令和6年度活用実績：25協議会 1千万円）

#### イ 経営所得安定対策

認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とする以下の施策の活用も、引き続き推進

##### (ア) 畑作物の直接支払交付金（**ゲタ対策** ※1）

対象畑作物（**麦・大豆(白)・そば・なたね**）の生産について、**標準的な生産費と販売価格の差額分等の交付**により支援（令和6年度交付実績：332件 7億6千万円）

※1 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦・大豆(白)・そば・なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度

##### (イ) 収入減少影響緩和対策（**ナラシ対策** ※2）

**米・麦・大豆等の当年産販売収入の合計が標準的収入を下回った場合、差額の9割を、国交付金と農業者の積立金で補填**（令和6年度交付実績：54件 7百万円）

※2 米価等が下落した際に収入を補てんする制度